

富士市文化財保存活用地域計画（案）【概要版】



文化財保存活用地域計画策定の背景（序章-1-(1)）

○社会的背景

- ・過疎化・少子高齢化、価値観の多様化にともなう地域への愛着や、地域の連帯感などの希薄化が進行している
- ・新型コロナウイルス感染症の流行に伴い、人々のライフスタイルや価値観への多大な影響がある

○富士市の文化財を取り巻く現状

- ・本市の歴史や文化を表す、市域各所に残る多様な文化財を継承する担い手が不足し、文化財の滅失や散逸が危惧されているなど、文化財をどのように保存し、継承していくかという点が大きな課題である
- ・まちづくりを進める上で、地域独自の文化財を掘り起こし、活用する機運が市内でも高まっており、観光や都市計画などの関連計画においても、文化財が将来のまちづくりにおいて重要な要素として挙げられている

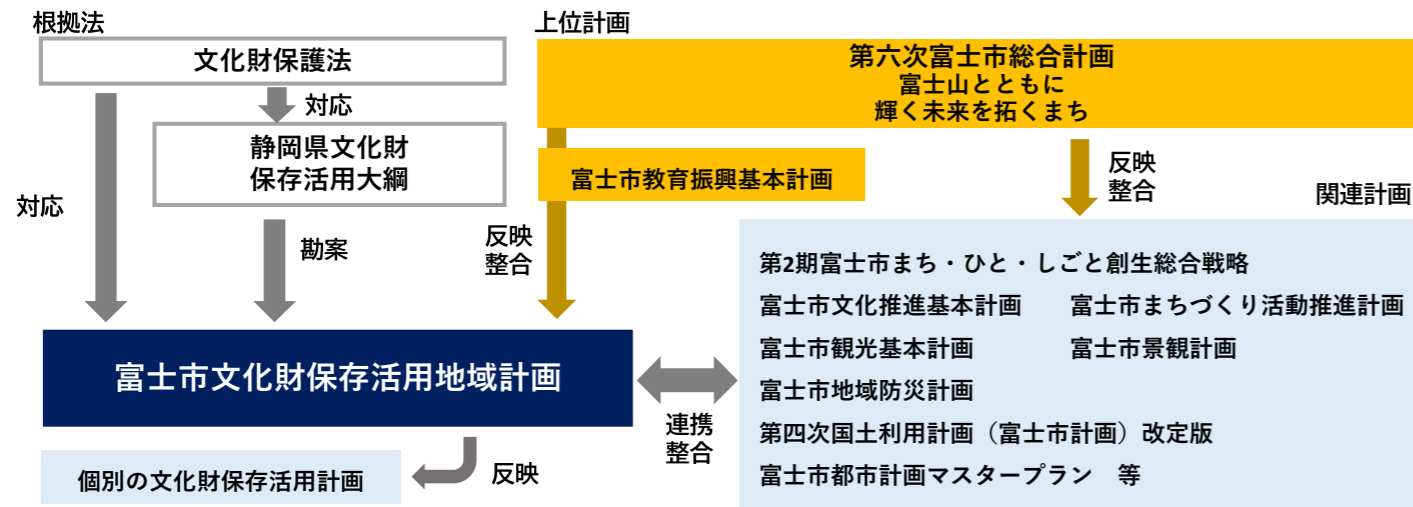
文化財保存活用地域計画策定の目的（序章-1-(2)）

住民・地域・市などの多様な主体が連携して、指定・未指定にかかわらず、あらゆる文化財とその周辺環境を一体的に捉えて、計画的な保存・活用を推進していくため。（文化財保護法第183条の3に基づき作成）

文化財保存活用地域計画の期間（序章-2-(6)）

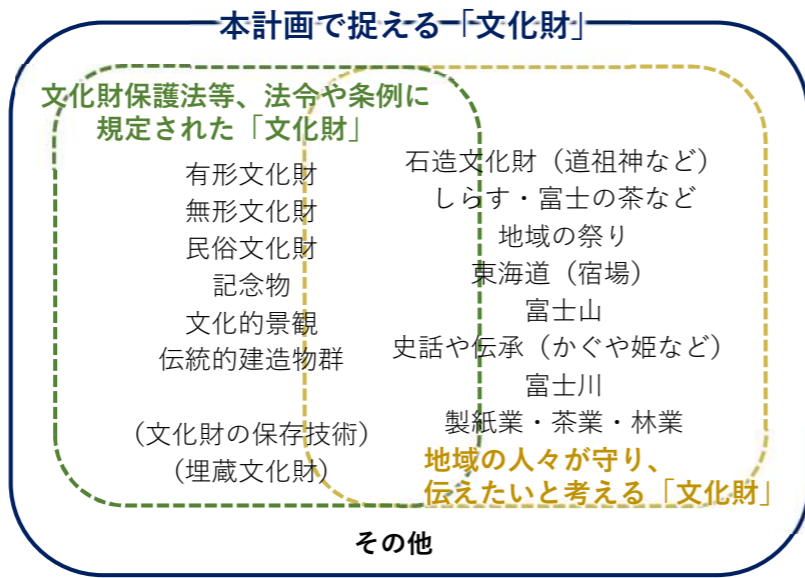
令和4(2022)年度～令和13(2031)年度の10か年

文化財保存活用地域計画の位置づけ（序章-2-(1)～(4)）



富士市の文化財保存活用地域計画における文化財の定義（序章-2-(8)）

本計画では、文化財保護法や文化財保護条例等の法令によって指定等されていない文化財はもちろん、文化財保護法で規定される類型にはあてはまらないものの、本市の歴史や文化を知り、受け継いでいくうえで欠かすことができないものであると考えられるもの、また、地域の人々がこれまで大切に受け継ぎ、これからも守っていきたいと考えるものや、本市の各種計画等で取り上げられているような、文化財に関連する要素を広く「文化財」として捉えます。



富士市の歴史文化の特徴（第3章）

本市は、北に日本一高い富士山、南に日本一深い駿河湾、西に日本三大急流の富士川、東に貴重な植物が分布する浮島ヶ原といった、豊かな自然環境に恵まれています。また本州の太平洋岸の中央部に位置することから、東西の物流と南北の物流が交差する交通の要衝となっています。

こうした自然環境、地理的環境が深く関係し、先史時代から現在に至るまで、多様な歴史や文化が育まれ、数多くの文化財が現在まで受け継がれてきました。

その歴史や文化の特徴は「富士のふもとで」という言葉をいなく、以下の7つにまとめることができます。



本市においては、約3万3千年前から人々が暮らしを営んできたことが、発掘調査により明らかとなっています。その暮らしの舞台となったのは、富士山のふもとの地であり、人々はその時々で有していた技術を用いて周辺の環境を利用してきた結果、浮島ヶ原周辺や富士山南麓で古墳文化が発達し、近世に入ると干拓と新田開発が行われました。



浮島ヶ原からの富士山



中世から戦国時代にかけて、本市は、戦いが繰り返されてきた場所でした。特に、源平の争い、富士の巻狩り（曾我兄弟の仇討ち）といった源頼朝に関係する出来事、今川・武田・北条の戦国大名による東駿河を巡る争乱など、戦いに関連する史跡等が市内各所に伝えられていることも富士市の歴史文化の特徴の一つといえます。



曾我兄弟像（曾我寺）



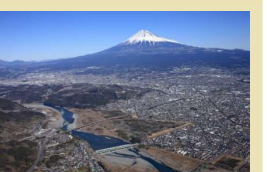
本市は、本州の中央部に位置し、富士川を介して本州の内陸部ともつながっています。さらには、本市が面する駿河湾の外には、広大な太平洋が広がっており、古くから東海道や富士川などを利用して多くの人々やモノが行き交ってきた場所といえます。その結果、特定の地域だけにしか見られない独特の文化が見られるという形ではなく、様々な地域の特徴を取り入れた文化が見られるということも富士市の歴史文化の特徴といえます。



吉原祇園祭



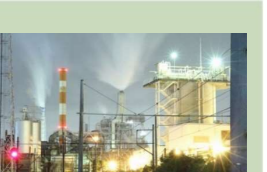
本市は、度重なる火山や地震に見舞われてきました。さらに、本市は、富士川の洪水や、台風や発達した低気圧によって引き起こされる駿河湾の海面の上昇による高潮被害に悩まされてきた地域でもあります。こうした災害に対して、人々はあきらめることなく生き続けてきたことを示す文化財が残されており、現在の私たちにとっても重要な教訓となっています。



富士川と雁堤



豊富な水と森林資源により、本市は江戸時代には手漉和紙の生産地として知られ、明治時代からは、手漉和紙の技術をベースにした大型の機械による洋紙生産が行われてきました。戦時中は紙の生産力は減少するものの、戦後、製紙業は復興を遂げました。さらに、田子の浦港の建設等により、他の産業も含め、総合的な工業地帯として発展を辿り、市内には現在も稼働中の製紙工場、製紙業の歴史に関連する史跡や建造物、関連資料が遺されています。



製紙工場の夜景



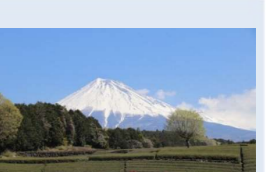
富士山の火山活動が沈静化した平安時代末期から鎌倉時代にかけて現れた宗教者たちは、現世に現れる富士山の神仏の姿の一つとして、かぐや姫をあてはめ、竹取物語を下敷きとした説話を、富士山の由来や伝説を記した「富士山縁起」という書物に記しています。縁起書とそこに記された内容は、宗教者や、宗教者の拠点となる富士山周辺の社寺を通じて、地域へと根付き、市内各所にかぐや姫ゆかりの史跡・建造物等が伝えられています。



竹採公園



富士山と愛鷹山の火山灰土と温暖な環境のもと、本市では、江戸時代初期から茶業が営まれ、江戸時代末期には、市内各地で茶の生産が始まります。また、明治時代には、市内で作られたお茶が「天下一品」と激賞され、その製法は天下一製法として全国に広まりました。これは活発な火山活動によって生み出された自然環境を人々が巧みに利用してきた一例であり、富士山と茶畑という、他に例を見ない風景が生み出されているのです。



富士山と茶畑

将来像

方向性

保存と活用に関する課題

保存と活用に関する施策

保存と活用に関する措置



富士のふもとで「文化財と生きるまちを創る」



方向性 1
文化財を守り
活かす体制を作る

- ・文化財の保存活用を進める人材育成や組織構築が不十分
- ・行政と地域が連携するための十分な体制が構築できていない
- ・庁内の関係課や、関連機関とのより密接な連携が求められている
- ・専門性に加え、文化財の保存・活用に関する豊富な知識や経験が必要
- ・専門職員の適切な配置と、研修等を通じた資質向上が必要

- 施策 1** 行政と市民・団体との連携体制の構築
- 施策 2** 行政内部および関係機関による推進体制の構築

- ①地域・各種団体連携事業
- ②地域・各種団体交流事業
- ①庁内および関係機関等との連携
- ②組織改正と専門職員の配置
- ③専門職員の資質向上

方向性 2
文化財を知り
未来つなぐ

- ・調査実施分野に偏りがある（特に無形の民俗文化財や文化的景観、文化財の保存技術の把握が不足しているほか、有形文化財は詳細調査が不足）
- ・文化財に対する評価・位置づけが不足
- ・将来的な保存・活用のための評価や保存・活用のための手法や方向性が固まっていないものがある
- ・長期的な展望に立った計画的な整備・修理が不十分
- ・文化財を良好な状態で維持していくための技術者や担い手の育成不足
- ・材料の確保、支援制度がない
- ・保存、修理の際、その後の活用を見据えた地域との連携が不足
- ・文化財の保存・活用における所有者負担の軽減が不十分
- ・管理者の不在による盗難や損害等への防犯対策に不安がある
- ・市の防災計画に準拠した地域の防災体制作りが不足
- ・文化財レスキューを行う団体との連携構築ができていない

- 施策 1** 各分野の調査による文化財の把握
- 施策 2** 調査成果による文化財の適切な評価
- 施策 3** 文化財の内容・特徴・地域性に応じた保存
- 施策 4** 文化財を犯罪や災害から守るための体制や制度の充実

- ①建造物等調査事業
- ②彫刻工芸品等調査事業
- ③書跡・古文書等歴史資料調査事業
- ④民俗文化財調査事業
- ⑤記念物・名勝調査事業
- ⑥史跡調査事業
- ⑦埋蔵文化財調査事業
- ⑧その他の文化財調査事業
- ①文化財保護審議会の開催
- ②文化財の指定・登録
- ①史跡等の整備事業
- ②文化財の保存・修理・技術継承事業
- ③文化財保存事業費補助事業
- ④古谿荘保存修理事業

方向性 3
文化財を地域で活かし、
発信する

- ・文化財や歴史文化の観光・産業への活用が期待される一方、活用のための体制や環境が整っていない
- ・地域資源をまちづくりに活かすための準備が整っていない地区がある
- ・行政と各地区との連携体制が不十分
- ・学校教育や社会教育の場で、文化財や歴史文化の持つ価値や重要性が十分に共有されていない
- ・文化財や歴史文化に関する看板に統一性がなく、情報が不十分
- ・多言語対応のパンフレットやガイドブック等が少なく、外国の方向けの環境が未整備
- ・文化財の保存・活用の地域拠点整備が十分ではない地区がある
- ・博物館を文化財公開の拠点施設とするための整備が不十分
- ・広見公園内の歴史的建造物全体の長期的な視点での保存・活用の方向性が打ち出されていない
- ・広見公園内の文化財建造物や市内にある文化財建造物の整備や活用が不十分

- 施策 1** 文化財を地域の資源として観光・産業等に活用することで、地域経済の活性化につなげる
- 施策 2** 文化財を核とする地域コミュニティを形成し、まちづくりのコンテンツとして活用する
- 施策 3** 文化財を地域教育の柱として、学校教育や社会教育で活かす
- 施策 4** 従来の方法に加えてICTの活用による市内外への文化財の情報発信方法を確立する
- 施策 5** 各地区に文化財の保存・活用の地域拠点を設ける
- 施策 6** 文化財の保存・活用の拠点の一つとして、博物館のさらなる充実を図る

- ①文化財防犯・防災事業
- ②文化財レスキュー事業
- ①文化財普及啓発事業
- ②観光連携事業
- ③産業連携事業
- ①まちづくり連携事業
- ②世代間交流事業
- ③文化財ガイド育成事業
- ①学校教育連携事業
- ②社会教育連携事業
- ①文化財情報発信事業
- ①市内文化財活用拠点化事業
- ①博物館施設整備事業
- ②広見公園ふるさと村歴史ゾーン整備事業

文化財の保存と活用に関する措置一覧（第5章・第6章・第7章）

方向性1 文化財を守り、活かす体制を作るための措置

(1) 行政と市民・団体との連携体制を構築するための措置

小事業名	取組主体					財源	取組年度		
	市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
①地域・各種団体連携事業									
1	富士市文化財保存活用協議会の開催	○	○	○	○	市			
2	富士市文化財保存活用地域画の普及啓発	○	○	○	○	国・市			
②地域・各種団体交流事業									
3	文化財保存・活用活動事例報告会の開催	○	○	○	○	市			

(2) 行政内部および関係機関による推進体制を構築するための措置

①庁内および関係機関等との連携									
4	庁内および関係機関等との連携					市			
②組織改正と専門職員の配置									
5	組織改正と専門職員の配置					市			
③専門職員の資質向上									
6	専門職員の資質向上					市			

方向性2 文化財を知り、未来につなぐための措置

(1) 行政と市民・団体との連携体制を構築するための措置

①建造物等調査事業									
7	昭和中期までの建造物把握調査		○	○	○	市			
8	石造文化財状況調査	○	○	○	○	市			
②彫刻・工芸品等調査事業									
9	富士山コレクション詳細調査				○	市	2022～2023		
10	彫刻・工芸品等把握調査	○	○	○	○	市			
③書跡・典籍古文書等歴史資料調査事業									
11	歴史資料把握調査		○		○	市			
12	小中学校校務日誌調査		○		○学	市	2022～2023		
13	六所家旧蔵資料（近代）調査				○	市			2027～2031
④民俗文化財調査事業									
14	市内祭礼状況調査	○		○	○	市	2024～2026		
15	生活文化(食文化)把握調査	○		○	○	市			2029
⑤記念物・名勝調査事業									
16	天然記念物（樹木）現況調査		○	○	○	市			
17	古谿荘庭園調査		○		○	国・市			2030～2031
⑥史跡調査事業									
18	浅間古墳の整備に先立つ発掘調査		○		○	国・県・市		2026	
19	史話や伝承に関わる史跡把握調査	○	○	○	○	市			
⑦埋蔵文化財調査									
20	開発にともなう埋蔵文化財の調査		○		○	国・県・市			
⑧その他の文化財調査事業									
21	文化的景観把握調査		○		○	市			2028
22	まちなみ把握調査	○	○		○	市			2029
23	文化財の保存技術把握調査	○		○	○	市			2030
24	戦争遺跡の文化財としての取り扱いの検討		○		○シ	市		2027	

(2) 調査成果による文化財の適切な評価に関する措置

①文化財保護審議会の開催									
25	富士市文化財保護審議会の開催		○		○	市			
②文化財の指定・登録									
26	文化財の指定・登録		○	○	○	市			

(3) 文化財の内容・特徴・地域性に応じた保存に関する措置

①史跡等の整備事業									
27	須津古墳群整備事業	○	○	○	○	国・県・市	1期：2022～2026	2期：2027～2031	
②文化財の保存・活用・修理・技術継承事業									
28	手漉き和紙の技術伝承			○	○	市			
③文化財保存費補助事業									
29	指定文化財に対する補助事業		○		○	国・県・市			
30	登録文化財等に対する補助事業		○		○	国・市			
④古谿荘保存修理事業									
31	重要文化財古谿荘の保存修理に対する補助事業		○		○	国・県・市		2022～2030	

(4) 文化財を災害から守るための体制や制度の充実に関する措置

①文化財防災・防犯事業									
32	防犯対策事業	○	○	○	○警	市			
33	地震対策・耐震対策事業	○	○	○	○防	市			
34	防火対策事業	○	○	○	○防消	国・県・市			
35	風水害・土砂災害対策事業	○	○	○	○防	市			

小事業名	取組主体					財源	取組年度		
	市民	所有者	団体	学識者	行政		前期 令和4～7 2022～2025	中期 令和8～10 2026～2028	後期 令和11～13 2029～2031
②文化財レスキュー事業									
36	レスキュー資材の備蓄					○	市		

方向性3 文化財を地域で活かし、発信するための措置

(1) 文化財を地域の資源として観光・産業等に活用することで地域経済の活性化につなげるための措置

①文化財普及啓発事業									
37	文化財シンポジウム					○	市		
38	市民歴史講座					○社	市		
39	博物館展観事業					○	国・市		
40	博物館体験事業			○		○	市		
②観光連携事業（※富士市観光基本計画に基づく）									
41	茶畑保存による景観保存		○	○		○観農	市	2022～2024	
42	富士山登山ルート3776の活用とPR			○		○観	市	2022～2024	
43	紙のまちの情報発信	○		○		○観農	市	2022～2024	
44	岳南電車の活用	○	○	○		○観産	市	2022～2024	
45	岩本山・雁堤の活用	○		○		○観	市	2022～2024	
46	歴史公園・自然公園の活用	○		○		○観み	市	2022～2024	
47	富士川・松野地区等の文化財の活用	○		○		○観	市	2022～2024	
48	市内のまっつりのPR	○		○		○観	市	2022～2024	
③産業連携事業									
49	地元特産品のPR強化（富士ブランド認定事業）	○		○		○産	市		
50	文化財関連グッズの製作	○		○		○	市		

(2) 文化財を核とする地域コミュニティを形成し、まちづくりのコンテンツとして活用するための措置

①まちづくり連携事業									
51	地区文化財への支援	○				○ま	市		
52	地区の祭礼・イベントへの支援	○				○ま	市		
②世代間交流事業									
53	文化財を活かした三世交代事業	○				○ま	市		
③文化財ガイド育成事業									
54	文化財ガイド育成事業	○		○		○	市		

(3) 文化財を地域教育の柱として、学校教育や社会教育で活かすための措置

①学校教育連携事業									
55	小中学校社会副読本の改訂					○学	市		
56	出前授業・資料の貸し出し					○学	市		
57	博物館施設等見学対応					○学	市		
58	調べ学習のサポート	○				○	市		
59	教員研修の受け入れ					○	市		
②社会教育連携事業									
60	まちづくりセンター講座					○社	市		
61	市政いきいき講座					○社	市		

(4) 従来の方法に加えて、ICTの活用による市内外への文化財の情報発信方法を確立するための措置

①文化財情報発信事業									
62	文化財インフレット・ガイドブックの作成			○		○	市		
63	文化財に関するウェブサイトの見直し					○シ	市	2022～2023	
64	スマートフォン用文化財ポータルサイトの開設			○		○シ	国・市	2023～2024	
65	統一されたデザインによる説明板の設置と改修		○	○		○	市		

(5) 各地区に文化財の保存・活用の地域拠点を設けるための措置

①市内文化財観光拠点化事業									
66	千人塚古墳ポケットパーク整備			○	○	○	市	2025～2026	
67	古谿荘ガイダンス施設整備			○		○	国・市		2029～2031

(6) 文化財の保存・活用の拠点の一つとして、博物館のさらなる充実を図る

①博物館施設整備事業									
68	歴史民俗資料館の整備に向けた検討					○	市	2027～2028	
69	工芸等・実習室の整備に向けた検討			○		○	市	2027～2028	
②広見公園ふるさと村歴史ゾーン整備事業									
70	旧順天堂田中歯科医院診療所兼主屋移築復元事業		○			○	国・市	2027～2028	
71	歴史ゾーン内建造物保存活用計画作成事業	○		○	○	○み	市	2025～2026	
72	歴史ゾーン内建造物耐震工事					○施	国・市		2027～2031

※本表の財源のうち国・県の記載があるものについては、令和3年10月時点で存在する文化財関連の補助金・交付金の利用を想定しているが、現時点で国・県の記載がないものについても、継続的に国や県の補助金・交付金の利用やクラウドファンディング等の財源調達方法の検討を進める。

[関係課 省略記号]

学：学校教育課 シ：シティプロモーション課 警：富士警察署 消：富士市消防本部 防：防災機器管理課
社：社会教育課 観：富士山・観光課 農：農政課 産：産業政策課 ま：まちづくり課 み：みどりの課 施：施設保全課

関連文化財群（第8章-1）

○関連文化財群とは

地域の多種多様な文化財を歴史文化の特徴から導かれる歴史的・地域的な関連性（ストーリー）に基づいて、一定のまとまりとして捉える考え方です。文化財をまとまりとして扱い、指定・未指定や文化財保護法の類型を問わず、相互に結び付いた文化財の多面的な価値や魅力を発見することができます。

○本計画で設定する関連文化財群

富士市の歴史や文化を表象する以下の15のストーリーに基づく関連文化財群を活かした調査研究・整備・普及啓発・情報発信といった各種取組を推進します。身近な文化財に対する地域の人々の理解や関心を深めるとともに、地域の人々のみならず、市内外へと文化財の魅力を発信し、まちづくりや地域活性化のための地域資源として活用していくことを目指します。

（1）富士のふもとで「暮らす」

- ・浮島沼（浮島ヶ原）周辺の古墳文化
- ・浮島沼（浮島ヶ原）周辺の生業と景観
- ・富士山南麓の古墳文化とその後の地域開発

（2）富士のふもとで「繰り広げられた戦い」

- ・頼朝と曾我兄弟～源平合戦戦後の富土地域～
- ・今川・武田・北条の戦い

（3）富士のふもとで「行き交うヒトとモノ」

- ・文化が交わる縄文時代
- ・東海道と宿場・間宿
- ・富士川舟運と渡船

（4）富士のふもとで「災害とともに生きる」

- ・富士山の噴火
- ・東海地震
- ・富士川の洪水
- ・駿河湾の高潮

（5）富士のふもとで「作る」

- ・紙のまち富士

（6）富士のふもとで「祈る」

- ・富士山信仰とかぐや姫

（7）富士のふもとで「受け取るめぐみ」

- ・富士の茶

○重点的に保存と活用の取組を推進する関連文化財群

本計画の計画期間である令和4(2022)年から令和13(2031)年にかけて、「富士山信仰とかぐや姫」、「頼朝と曾我兄弟～源平合戦前後の富土地域～」のストーリーに基づく関連文化財群については、重点的に保存・活用のための取組を推進します。

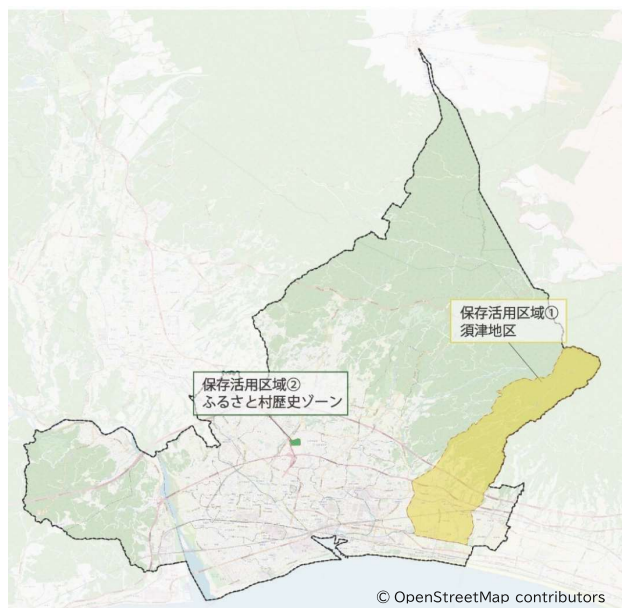
文化財保存活用区域（第8章-2）

○文化財保存活用区域とは

特定の区域に集中する文化財の集まりを核として、その周辺環境を含め、文化的な空間を創出するために計画的に設定する区域です。区域を設定して保存・活用を図ることで、魅力的な空間の創出につながることを期待されます。

○本計画で設定する文化財保存活用区域

市内でも特に文化財が集中している「須津地区」および「広見公園ふるさと村歴史ゾーン」の2か所を文化財活用区域として設定し、各種の取組を通じ、文化財を活かした魅力的な空間を創出し、多様な人々が交流することにより、活力あるまちづくりへとつなげていくことを目指します。



発行者：富士市 市民部 文化振興課

住所：〒417-8601 富士市永田町1丁目100番地

電話番号：0545-55-2875 FAX番号：0545-53-0789 E-mail：si-bunka@div.city.fuji.shizuoka.jp